

認定書

国住指第1787号
平成 16年 11月 4日

日本システム機器株式会社
代表取締役 関 幸夫 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2第一号から第三号まで(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-0868
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
けい砂混入けい藻土塗装/不燃材料(金属板を除く)
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。